

令和6年度第2回神奈川県感染症対策協議会 次第

日時 令和6年11月18日（月）

19時00分～21時00分

会場 県庁新庁舎5階 5B会議室

1 議題

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について

2 報告事項

- ・ 感染症指定医療機関の変更について

3 その他

<資料>

資料1－1 新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案について

資料1－2 新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）

資料2 感染症指定医療機関の変更について

神奈川県感染症対策協議会 委員等名簿

NO	区分	氏名	所属団体・機関及び職名	備考
1	委員	森 雅亮	東京科学大学 大学院医歯学総合研究科 生涯免疫医療実装講座/聖マリアンナ医科大学 リウマチ・膠原病・アレルギー内科 教授	会長
2		小倉 高志	神奈川県立循環器呼吸器病センター 所長	副会長
3		笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事	
4		小松 幹一郎	公益社団法人神奈川県病院協会 副会長	
5		吉村 幸浩	横浜市立市民病院感染症内科長	
6		田村 ゆうすけ	神奈川県議会厚生常任委員会 委員長	
7		山岸 拓也	国立感染症研究所薬剤耐性研究センター第四室室長／実地疫学研究センター	
8		岩澤 聡子	防衛医科大学校医学教育部衛生学公衆衛生学講座 准教授	
9		嶋田 充郎	株式会社テレビ神奈川取締役総務局長兼技術局長	
10		山崎 元靖	神奈川県健康医療局医務担当部長	
11		赤松 智子	横浜市医療局健康安全部健康危機管理担当部長	
12		林 露子	川崎市健康福祉局保健医療政策部担当部長	
13		三森 倫	相模原市保健所長	
14		土田 賢一	横須賀市保健所長	
15		阿南 弥生子	藤沢市保健所長	
16		濱 卓至	茅ヶ崎市保健所長	
17		小上馬 雅行	神奈川県都市衛生行政協議会代表 逗子市国保健康課長	代理出席 国保健康課健康係 青山 恭子
18		土井 直美	神奈川県町村保健衛生連絡協議会代表 開成町保険健康課長	
19		大森 豊緑	横浜検疫所長	代理出席 検疫衛生課長 梅田 恭子
20		木村 正夫	横浜市消防局救急部長	代理出席 救急指導課長 本村 友希
21	会長招集者（オブザーバー）	遠藤 則子	公益社団法人神奈川県歯科医師会 副会長	
22		門根 道枝	公益社団法人神奈川県看護協会 専務理事	
23		橋本 真也	公益社団法人神奈川県薬剤師会 副会長	
24		加藤 馨	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 会長	
25		阿南 英明	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長	
26		多屋 馨子	県衛生研究所 所長	
27		西海 昇	県保健福祉事務所長会代表 厚木保健福祉事務所大和センター所長	
28		岡部 信彦	川崎市健康安全研究所参与	

○神奈川県

NO	氏名	職名	備考
1	山崎 元靖	健康医療局医務担当部長	再掲
2	鈴木 鎮夫	健康危機・感染症対策課長	
3	中山 克仁	感染症対策担当課長	



新型インフルエンザ等対策行動計画 改定素案について

神奈川県 健康危機・感染症対策課

2024年11月18日 ver.1.0

神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

令和6年9月6日開催
第1回感染症対策協議会資料



計画の性格

県行動計画は、**政府行動計画に基づき**、神奈川県のある区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるもの。

当初策定

平成17年12月（「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」として策定）

直近改定

平成30年3月（政府行動計画で抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量に変更されたこと等を踏まえた改定）

（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、**政府行動計画に基づき**、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2～9 （略）

R6.7 政府行動計画の改定概要

令和6年9月6日開催
第1回感染症対策協議会資料



【政府行動計画の改定概要】

※赤字が追加・変更部分

次の内容を踏まえ、計画を抜本的に改正

- ・ 新型コロナの対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備
- ・ 国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化

＜改定前の計画との比較＞

	H29.9 改定計画	R6.7 改定計画
対象とする疾患	「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭	「幅広い呼吸器感染症」を念頭
時期区分	「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期	「準備期、初動期、対応期」の3期
対策項目	実施体制等の「6項目」	「13項目」に拡充

【新型インフルエンザ等対策の主たる目的】

- 「感染拡大防止」と「国民生活及び国民経済に与える影響の最小化」の2つ

【新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項】

- 「平時の備えの拡充」「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替」

前提

- ① 政府行動計画のうち都道府県が担うこととされている事項を必ず盛り込む
- ② 市町村又は指定地方公共機関が担うこととされた事項について定める

加えて

神奈川県として盛り込むべき事項を記載

- 👉 **新型コロナウイルス感染症対応の経験を反映**
- 👉 **「神奈川県感染症予防計画」の記載との整合**
- 👉 国から県計画に記載することを求められていないが、
政府行動計画をもとに、**一部の対策項目を県計画へ記載**

R6.7 政府行動計画の対策項目

令和6年9月6日開催
第1回感染症対策協議会資料



※赤字が追加・変更部分

【対策項目】

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑧ 医療 |
| ② 情報収集・ 分析 | ⑨ 治療薬・治療法 |
| ③ サーベイランス | ⑩ 検査 |
| ④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション | ⑪ 保健 |
| ⑤ 水際対策 | ⑫ 物資 |
| ⑥ まん延防止 | ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保 |
| ⑦ ワクチン | |

【5つの横断的な視点】*新設

対策項目に共通する横断的な視点からの整理

- I 人材育成
- II 国と地方公共団体との連携
- III DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- IV 研究開発への支援
- V 国際的な連携

【政府行動計画の実効性を確保するための取組等】*新設

- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- 毎年度定期的なフォローアップと、おおむね6年ごとの改定について検討

県行動計画の骨子



第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1章 実施体制
(新)第1節 感染症危機を取り巻く状況	(新)第2章 情報収集・分析
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	第3章 サーベイランス
第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第1節 行動計画の作成	(新)第5章 水際対策
(新)第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	第6章 まん延防止
(新)第3節 行動計画改定の目的	(新)第7章 ワクチン
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	第8章 医療
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	(新)第9章 治療薬・治療法
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	(新)第10章 検査
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	(新)第11章 保健
(新)第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	(新)第12章 物資
(新)第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保
第5節 対策推進のための役割分担	
(新)第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	※第3部は第1章から第13章まで、それぞれ「第1節準備期」、「第2節初動期」、「第3節対応期」がある
(新)第1節 行動計画における対策項目等	
(新)第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等	
(新)第1節 県がIHS等との連携により果たす役割	
(新)第2節 行動計画等の実効性確保	

※赤字が追加・変更部分

県行動計画（第1部・第2部）のポイント



第1部

新規事項

第1章 第1節「感染症危機を取り巻く状況」

「世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある」

新規事項

第2章 第2節「新型コロナウイルス感染症対応での経験」

「感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであった」

新規事項

第2章 第3節「行動計画改定の目的」

「次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である」

第2部

新規事項

第1章 第3節「様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ」

「過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとする」

新規事項

第2章 第1節「行動計画における対策項目等」

「以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする
①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療
⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保」

新規事項

第3章 第2節「行動計画等の実効性確保」

「おおむね6年ごとに本行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」

(参考) 県行動計画の時期区分

準備期		発生前の段階
初動期	A	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
	B	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
	C-1	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
対応期		

(参考) 県行動計画推進のための役割分担

機関	役割
国	○自ら対策を実施し、また県・市町村等、他の機関への支援により、国全体として万全の態勢を整備する ○新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める
県	○特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う ○地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う
市町村	○住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、要配慮者への支援を行う ○保健所設置市は、感染症法においては、まん延防止に関し都道府県に準じた役割を果たす
医療機関	○新型インフルエンザ等発生前には、県と医療措置協定を締結し、研修、訓練を実施する ○新型インフルエンザ等発生時には、医療措置協定に基づき医療の提供を行う
指定(地方)公共機関*1	○新型インフルエンザ等発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する
登録事業者*2	○新型インフルエンザ等発生時には、業務を継続的に実施するよう努める
一般の事業者	○新型インフルエンザ等発生前には、職場における感染対策を行う ○新型インフルエンザ等発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する。
個人	○新型インフルエンザ等発生前には、感染対策に関する知識を得るとともに、基本的な感染対策に努める ○新型インフルエンザ等発生時には、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める

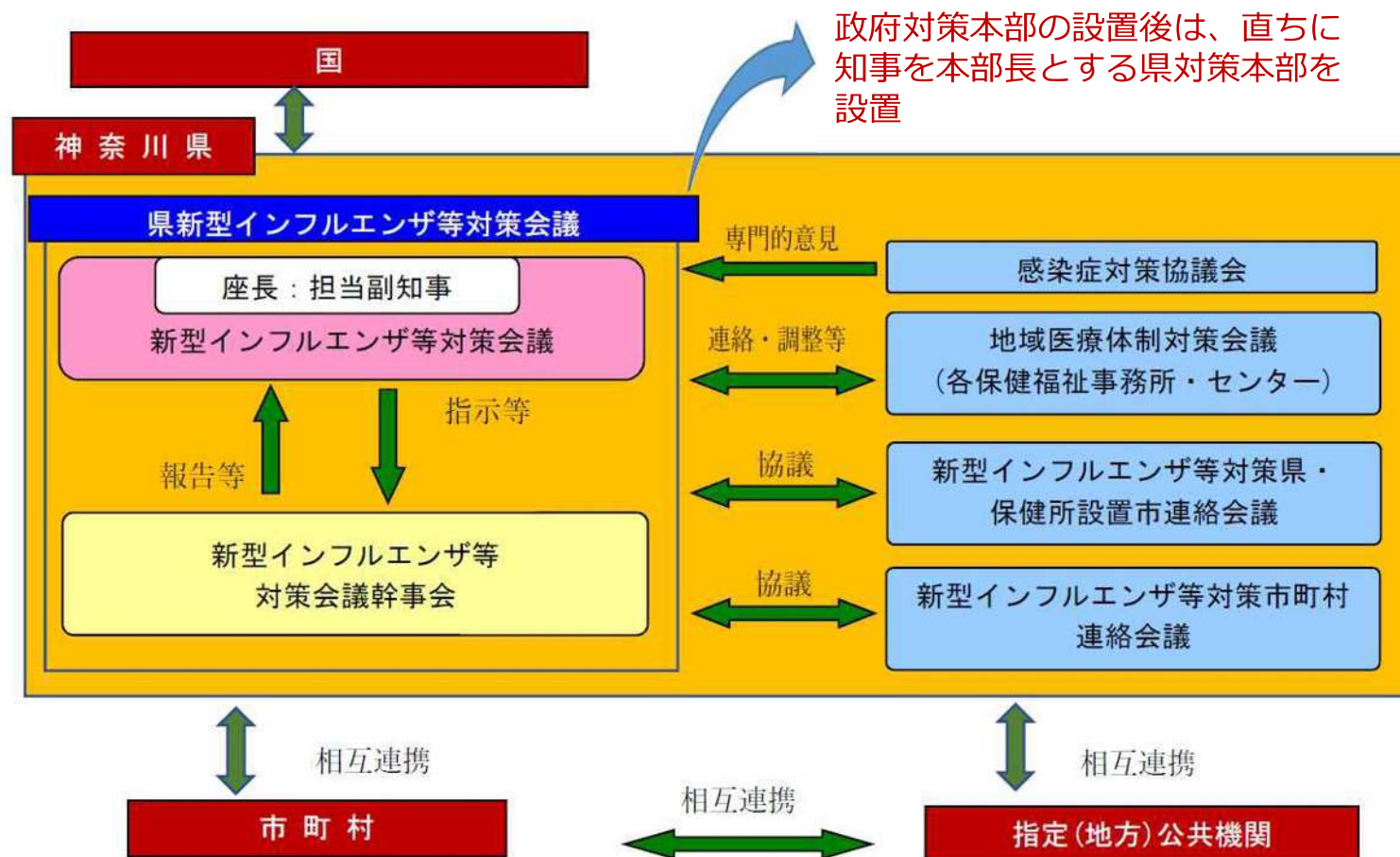
*1：指定(地方)公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品等の製造・販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、予め当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する事業者

*2：登録事業者とは、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者

県行動計画（第3部）のポイント

①	実施体制	準備期	○ 県、市町村、医療機関、関係団体等の多様な主体が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 <主な検討のポイント（追加）> ・ 県は、平時から体制の整備・強化を進めていく必要があることについて明記してはどうか。  ○ 県は、「新型インフルエンザ等対策会議」等を設置し、関係局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する等、発生時に備えた準備を進める
		初動期	○ 政府対策本部の設置を踏まえ、直ちに県対策本部を設置し、基本的対処方針を決定
		対応期	○ 地域の感染状況について情報収集し、収集した情報と国のリスク評価等を踏まえて地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施

準備期の実施体制



<県新型インフルエンザ等対策会議>

関係局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討

<地域医療体制対策会議>

各保健福祉事務所・センターの所管区域ごとに、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進

<県・保健所設置市連絡会議、市町村連絡会議>

保健所設置市、市町村と連携するため適宜開催

県行動計画（第3部）のポイント

② ③	情報収集・分析 サーベイランス	準備期	○ 国によるDXの推進を踏まえつつ、 平時から効率的かつ効果的にサーベイランスを実施できるよう、情報収集・分析のための体制を構築
		初動期	○ 新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生状況、臨床像等について有事のサーベイランスを実施 <主な検討のポイント（追加）> ・対応期では、国とJHSだけではなく県等もリスク評価の実施を求められることから、国と同様に初動期において感染症インテリジェンス体制の強化について明記してはどうか。  ○ 県等は、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、<u>感染症インテリジェンス体制を強化し</u>、継続的にリスク評価を実施する
		対応期	○ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、サーベイランスの実施方法について必要な見直しを行うとともに、収集した情報と国のリスク評価等を踏まえて 柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替え

県行動計画（第3部）のポイント

④	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	準備期	○ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発 <主な検討のポイント（前回説明済）> ・ 感染症予防計画の記載に合わせ、医療機関そのものへの偏見・差別等の排除や医療従事者等が安心して働ける職場づくり等についても明記してはどうか。 ↓ ○ 県等は、医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は、許されるものではないこと等について啓発する。その際、医療従事者等が偏見・差別を受けず安心して働ける職場づくりが必要であることに留意する
		初動期	○ 国等からの情報、科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等について県民等に情報提供するとともに、偏見・差別等や偽・誤情報の状況をモニタリング <主な検討のポイント（追加）> ・ 情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことを明記してはどうか。 ↓ ○ 県民や事業者等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映する ※対応期も同様
		対応期	○ 利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、県民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施

県行動計画（第3部）のポイント

⑤	水際対策	準備期	○ 有事に備えて、訓練等の実施を通じて、平時から検疫所との連携を強化 <主な検討のポイント（前回説明済）> ・ダイヤモンドプリンセス号への対応の経験を踏まえ、水際対策における検疫法と感染症法の具体的な運用について、平時から検疫所と調整・連携することを明記してはどうか。  ○ 県等は、有事の際の入院調整や情報共有の在り方について、平時から検疫所と調整を行う
		初動期	○ 国による検疫措置で得られた情報を基に、国と連携しながら居宅等待機者等に対して健康監視を実施
		対応期	○ 県等の業務がひっ迫する場合には、国に対し、入国者の健康状態の確認等の代行を要請

県行動計画（第3部）のポイント

⑥	まん延防止	準備期	○ 行動計画に基づき、 新型インフルエンザ等対策 として想定される内容やその意義について周知広報を実施
		初動期	○ 国等と相互に連携し、県内における 新型インフルエンザ等 の患者の発生に備え、 感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応を確認
		対応期	○ 情報分析やリスク評価に基づき、適切なまん延防止対策を実施した上で、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替え <主な検討のポイント（追加）> ・緊急事態宣言時であっても、県民生活の維持のために事業の継続が求められる事業（医療、高齢者・障害者支援、インフラ、行政サービス、保育サービス等）もあることについて明記してはどうか。  ○ 緊急事態措置を行う場合であっても、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、県民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な事業者に対しては、必要に応じて、事業の継続を求めることを検討する

県行動計画（第3部）のポイント

⑦	ワクチン	準備期	○ 新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、市町村、医療機関等とともにワクチン接種に必要な体制を検討、準備 <主な検討のポイント（前回説明済）> ・高齢者や障害者等の要配慮者に対しても円滑に接種を実施できるよう検討を行うことについて明記してはどうか。  ○ 高齢者や障害者等の要配慮者に対しても円滑に接種できるようあらかじめ検討を行う
		初動期	○ 国における必要なワクチン量の確保を踏まえ、接種に携わる医療従事者の確保を含め、接種体制を構築
		対応期	○ 国が確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施 <主な検討のポイント（前回説明済）> ・市町村による接種を原則としつつ、県による補完的な役割（大規模接種会場等）について明記してはどうか。※ 前回感対協では初動期の取組として記載 ・県と市町村間のワクチン接種に関する速やかな情報提供・共有について明記してはどうか。  ○ 県は、市町村の接種体制を踏まえ、県による補完的な接種体制の構築が必要となる場合には大規模接種会場の設置等の手段について検討する ○ 県は、国から提供された情報を速やかに市町村に共有する

県行動計画（第3部）のポイント

⑧	医療	準備期	○ 予防計画及び医療計画に基づき、県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて感染症医療を提供できる体制を整備、平時から臨時の医療施設の設置・運営方法等について整理 <主な検討のポイント（前回説明済）> ・ 平時から協定締結医療機関との連絡体制を確認することを明記してはどうか。  ○ 県は、平時から協定締結医療機関との連絡体制を確認し、適宜これを更新する
---	----	-----	---

県行動計画（第3部）のポイント

⑧	医療	初動期	○ 国から提供された情報等を基に、相談センターを整備するとともに、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 ○ 感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保 <主な検討のポイント（前回説明済）> ・対応期において流行初期の医療提供体制を遅滞なく確保するため、流行初期医療確保措置の協定締結医療機関において対応の準備を行うよう速やかに連絡・確認することを明記してはどうか。 ・感染症予防計画と同様に、新興感染症の公表後、関係団体や医療機関等との情報共有と協議を行う会議体を早期に立ち上げ、医療提供体制の構築について協議する旨を明記してはどうか。  ○ 県は、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に対応の準備を要請するとともに、人員体制等の医療提供に関わる状況を確認する ○ 県は関係団体や新型インフルエンザ等の患者に対応する医療機関等との情報共有と協議を行う場を早期に立ち上げることにより、迅速に対策が実行できるようにする
---	----	-----	--

県行動計画（第3部）のポイント

⑧	医療	対応期	流行初期	地域の感染状況を踏まえ、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置に係る協定を締結した医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保 <主な検討のポイント（追加）> ・相談センターの強化は国の要請を待つだけでなく、地域の実情を踏まえて行うことを明記してはどうか。 ↓ ○ 地域の実情や国の要請を踏まえ、相談センターを強化する
			流行初期以降	順次、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充
			ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	国の要請を踏まえ、協定締結医療機関を減らす、感染が再拡大した場合は協定締結医療機関を増やす等、 地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応
			特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国の方針を踏まえ、 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行

県行動計画（第3部）のポイント

⑨	治療薬・治療法	準備期	○ 県は国及び他都道府県とともに、必要とされる抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄 <主な検討のポイント（追加）> ・治療薬・治療法に関する情報共有は、平時からの関係性が重要なことから、情報共有体制の構築について明記してはどうか。 ↓ ○ 県は、国やJIHSからの共有された知見を速やかに医療機関等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する
		初動期	○ 国から提供された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療方針等を医療機関等に対して迅速に提供
		対応期	○ 国において開発、承認及び確保された治療薬を適切に使用するよう医療機関等に対して要請するとともに、市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定以下となった時点で、県が備蓄している薬剤を卸業者を通じて医療機関等に供給 <主な検討のポイント（追加）> ・新型コロナ時の対応を踏まえて、リスク評価に基づく方針の見直し等について明記してはどうか。 ↓ ○ 県等は、免疫の獲得が進んだ場合や、感染症危機の状況、地域の実情等を総合的に考慮し、また国の方針を基に、重症化リスクの高いグループへ必要な治療が提供されるよう重点的に対策を行う

県行動計画（第3部）のポイント

⑩	検査	準備期	○ 衛生研究所等や検査機関における検査体制の確保・維持 <主な検討のポイント（追加）> ・検査の精度管理に取り組み、有事における検査体制の速やかな拡大について明記してはどうか。  ○ 県等は、国及びJIHSと連携し平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事のための検査体制を整える
		初動期	○ 国において確立した検査方法を基に、衛生研究所等や検査機関において速やかに検査体制の立ち上げ
		対応期	○ 病原体の性状や検査の特徴等を踏まえて検査実施の方針を柔軟に変更 <主な検討のポイント（追加）> ・県等が行うリスク評価に基づき検査実施方針を周知することや、国・JIHSと連携した検査実施方針の見直しについて明記してはどうか。  ○ 県等及び衛生研究所等は、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を周知するとともに、国及びJIHSと連携して段階的に検査実施の方針を見直す

県行動計画（第3部）のポイント

⑪	保健	準備期	○ 感染症対応が可能な人材の確保や研修・訓練等を通じた人材の育成を図るとともに、保健所や衛生研究所のみならず市町村、関係機関等の多様な主体との連携体制を構築 < 主な検討のポイント（追加） > ・ 知的障害者等に対しても適切に配慮することについて明記してはどうか。 ○ 県等は、高齢者、障害者、こども、日本語能力が十分でない外国人、聴覚や視覚等が不自由な方等に対して、平時における情報の共有において配慮する
		初動期	○ 国の要請に基づき相談センターを設置するとともに、予防計画に基づき保健所及び衛生研究所は有事の体制への移行を準備 ○ 発生の公表後に備え、患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）、感染拡大時における業務の一元化や外部委託化等による保健所の業務効率化、検査体制の整備等について、それぞれ準備を実施
		対応期	○ 保健所や衛生研究所等とともに、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察等を実施 ○ 感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情等も踏まえて、保健所の人員体制や衛生研究所等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に実施

県行動計画（第3部）のポイント

⑫	物資	準備期	○ 予防計画に基づき協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するとともに、県においても国が定めた備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄
		初動期	○ 新型インフルエンザ等の特徴も踏まえて必要となる感染対策物資等について、システム等を利用し、協定締結医療機関に対して備蓄・配置状況を確認
		対応期	○ 緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送業者に対する感染症対策物資等の緊急物資の運送を、医薬品等販売業者に対する医薬品等の配送を要請
⑬	県民生活・県民経済	準備期	○ 情報共有体制の整備、指定公共機関に対する業務継続計画策定の勧奨、物資等の備蓄、火葬能力の把握等
		初動期	○ 事業者や県民等に、事業継続のための対策や感染対策等が必要となる可能性について呼び掛け、準備を要請
		対応期	○ 県民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、心身への影響に関する施策、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の適切な供給、事業者に対する支援等を実施

新型インフルエンザ等対策行動計画等の想定スケジュール（案）



	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	
フェーズ		課題整理	骨子案作成・素案たたき台検討	素案作成・調整				パブコメ	改定案作成			
調整		主要項目課題整理	骨子案作成 保健医療分野の素案たたき台検討 まん延防止、国民生活等の素案たたき台検討	実施体制調整 関係機関等と調整 庁内照会・調整	素案作成・調整			改定案作成・調整		改定		
議会				9定 (骨子案)			12定 (素案)			2定 (改定案)		
新型インフルエンザ等専門委員会 (感染症対策協議会)			★ 専門委① (概要説明・骨子案提示)			★ 専門委② (素案の提示)		★ 専門委③ (改定案の提示)				
会議			★ 設置市 会議	★ 市町村 連絡会議		★ 設置市 会議	★ 市町村 連絡会議	★ 設置市 会議		★ 市町村 連絡会議		
訓練						政府による伝達訓練、 県における本部設置訓練等						
(参考) 国の動き	政府 計画 改定		★ ★ 国ガイド ライン案提示	★ ★ 地域ブロック 会議 (8/20)			★ 市町村計画作成 の手引き提示					